

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成26年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成26年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第16号 平成26年度岩国市交通事業会計決算の認定について

以上2件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第88号 平成27年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第98号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議案第99号 岩国市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第100号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第101号 岩国市職員の再任用に関する条例及び岩国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第102号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第105号 消防団デジタル無線装置の買入れについて

議案第106号 不動産の取得について

議案第107号 不動産の取得について

議案第108号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

以上9議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

請願第2号 集団的自衛権関連法案の今国会での成立を強行せぬよう求める意見書を提出することについて

本件は、不採択にすべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成26年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費のうち、地域の内なる国際化・共生推進事業に関し、

委員中より、「国際化や多文化共生の流れの中において、米軍基地を抱える岩国市として、文化の違いなどが起因するトラブルや、一部では眉をひそめるような事案もあるやに伺っているが、現状の把握とそれへの対策はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局より、「駅前の飲食店街などで、ごみをあちこちへ捨てたり、車両の通行を妨げたり

といった行為が米軍人らにより引き起こされているという苦情を聞いている。市としても、市長自らが行う基地内でのブリーフィングや、国、県、米軍と共同での安心・安全パトロールや、基地側への申し入れを実施しており、今後とも綱紀の粛正及びサービスの徹底について、基地側に強く求めていきたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「市側の努力は認められるものの、現状において改善されているとは感じられない。基地との共存を掲げる以上、言語や文化の違いで片づけるのではなく、トラブルを未然に防止するための対策を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、

当局より、「基地の憲兵隊や職場の管理職らによる市内の巡回などを米側において実施していると伺っているが、そういったものの頻度を上げるように申し入れを行いたい。互いの文化の違いが、根本的な原因であると認識しており、相互のかかわりを持ち続けながら、双方が理解することにより、共存できるような取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分については、討論において、一部委員から、「基地政策や同和政策に関する施策について反対である」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号 平成 27 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費のうち、バス等関係費に関し、

委員中から、委託料の補正理由及び内容についての質疑があり、

当局より、「今回の補正は、本年 2 月に発覚した錦川鉄道による生活交通バス運行の途中中断に係る再発防止策を実施するためのもので、その主なものは、歳出においては、運転手の対面点呼を実施するため、バス車庫を錦町駅に集約したことによる業務委託料の増加や、山口県生活バス路線対策事業費補助金の返還金相当分などで、歳入においては、運行中断部分における錦川鉄道からの委託料の返還金として、損害賠償金収入を計上している」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「今回の補正を受けて、生活交通バスにおける今後の管理体制はどのように改善されるのか」との質疑があり、

当局より、「委託先である錦川鉄道において、運行管理体制を従来の 1 人から 2 人に増員したほか、運行業務日報も、より詳細に記録するものに改めたところである。市においても、委託料の支出の際に、その日報等を確認することで、管理体制の強化を図ることとしている」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、討論において、一部委員から、「セキュリティー対策の不十分なマイナンバー制度の導入には、反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 98 号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の審査におきまして、

委員中から、「マイナンバー制の導入が迫ってきているが、制度が複雑なため、市民の間ではなかなか理解することが難しいとの声もある。岩国市として、セキュリティー問題も

含め、制度の周知徹底をどのように図っていくのか」との質疑があり、

当局より、「住民に向けての制度の周知については、以前から、国のホームページやCM等で広報がなされており、市においても、本年2月から、ホームページにおいて一般市民向け、事業者向けに制度の周知を行っている。また、国から送付された政府広報等についても、本庁や総合支所、出張所等に配布するとともに、商工会議所等にも送付するなど、市内事業者への周知にも努めている。また、広報いわくに9月15日号において、特集記事を掲載したほか、今後、アイ・キャンの広報番組「かけはし」においても、9月26日から、番号の通知や制度の内容について紹介する番組を放送する予定としている。コールセンターや、苦情あっせん相談窓口の設置などについても、順次、国から情報提供されてきていることから、適宜、ホームページ、また広報紙等も使いながら、お知らせしていきたい。また、詐欺被害への対応についても、可能な限り情報提供に努めていきたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「マイナンバー制度の導入には、反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、

議案第99号 岩国市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第100号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第102号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

以上3議案につきましても、討論において、一部委員から、「マイナンバー制度の導入には、反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 集団的自衛権関連法案の今国会での成立を強行せぬよう求める意見書を提出することについての審査におきまして、

委員中から、不採択という意見と、調査研究という意見がありましたので、まず、調査研究について挙手により採決をいたしました結果、賛成少数で引き続き審査しないことに決しました。

続いて、採択することについて挙手により採決いたしました結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。